

【資料5】

検討の論点について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

検討の論点について

- **現行のSDS制度の運用改善を図るべき点はあるか**
 - ◇ 保護具の記載等をどのように充実すべきか
 - ◇ SDSの電子化、標準化を推進すべきか

- **営業秘密として非開示にできるSDSの項目をどう考えるか**
 - ◇ 成分のみ非開示を認めるか、含有量の非開示も認めるか

- **リスクアセスメントの実施に支障のない範囲として、営業秘密として非開示にできる化学物質の有害性の範囲及び濃度をどう考えるか**
 - ◇ 有害性の高い物質は含まないとすべきか
 - ◇ 混合物としての有害性分類に影響を与えない濃度とするか

検討の論点について

➤ 営業秘密として非開示とした場合、SDSにどのように表記するか

- ◇ 「営業秘密」に該当する旨の明示をすべきか
- ◇ 一般名への置き換えなどをすべきか
- ◇ 含有量の通知はどのようにすべきか（幅表示など）

➤ 緊急事態における情報開示規定をどのように考えるか

- ◇ 情報の開示が認められる場面をどのように考えるか
 - 緊急時、産業保健上必要な場合など
- ◇ 情報の開示が認められる対象者をどのように考えるか
 - 医療機関、産業保健関係者など
- ◇ 情報の開示の手続きをどのように考えるか
 - 情報の開示が認められる対象者からSDS作成者への請求方法など

➤ 行政機関への非開示情報の開示等の必要性をどう考えるか